

会 報

2013 2月

京築消防設備



---史跡シリーズ---

熊本城

(熊本市)

◆国指定重要文化財（昭和 8 年）

※平成 24 年度視察研修 2 日目に見学した場所です。

日本三名城のひとつ熊本城は、名将：加藤清正が幾多の実戦の経験を生かし、慶長 6 年（1601 年）から 7 年の歳月と、心血を注いで築城したものです。 (2012/10/12 撮影)

目 次

- * 年頭の辞（会長、消防長）
- * トピックス
- * 児童防火標語
- * 視察研修
- * 消防関係法令の改正

顧 問	監 事	監 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	常 任 理 事	副 会 長	副 会 長	会 長
谷 中	高 濱	山 口	米 田 龍 之 介	木 下	野 中	六 田	村 口	上 城	相 良	松 垣	中 井	小 田	岩 崎 真 砂 巳
義 信	直 規	力 生	裕 司	充	一 美	立 己	直 之	榮 一	憲 生	和 行	伸 幸		

役員名簿

年頭の辞

「新年を迎えて」京築消防設備安全協会 会長 岩崎 真砂巳



平成 25 年の新春を迎え会員の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。
また、日頃より当協会の事業運営に、格別のご支援ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、昨年は九州北部豪雨や広島県福山市のホテル火災、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故など様々な災害が全国各地で発生しました。これらの災害は、人知の及ばないことであり、止めることはできません。災害は忘れたころにやってくるのではなく、予想もしない時に場所を選ばず発生する時代となっております。我々事業所においても、今後、自然災害や複雑多様化する災害に対して積極的に、取り組んでいかなければなりません。

消防設備等に携わる者として、責任感と使命感を持って、安全で安心していただけるサービスの提供に努め、災害に強い誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、会員相互の信頼と連携の強化を図れるよう、協会運営に専念してまいりますので、これからもより一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭の辞

「災害に強い地域づくりのために」京築広域圏消防本部 消防長 谷中 義信



平成 25 年の輝かしい新春を迎え、京築消防設備安全協会会員の皆様に謹んで衷心よりお慶びを申し上げますとともに、日頃のご活躍とご労苦に対しまして心から敬意を表する次第でございます。

昨年を振り返りますと、当管内では 7 月に九州北部を襲った集中豪雨により、河川の氾濫、土砂崩れ等による被害が多発しました。また、広島県福山市でのホテル火災や兵庫県のコンビナート施設における火災、山梨県のトンネル事故など、様々な災害が全国各地で発生しました。

特に九州北部を襲った集中豪雨は、当管内におきましても 20 件を越す出動要請があり、死傷者は発生しなかったものの、多数の床上、床下浸水等が発生いたしました。これらの大規模災害から住民の生命、身体及び財産を守るには、消防本部だけの対応は困難であり、日頃から関係機関との連携強化を深め、更なる消防防災体制の強化を図る必要があります。

会員事業所の皆様におかれましては、私ども消防と手を取り合って、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、今年 1 年が事故や災害のない年であるとともに、会員皆様の益々のご多幸と事業のご発展を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

消防関係法令の改正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

【改正概要】

消防法施行令第5条の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等を対象に、電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めるものである。

【改正理由】

近年、電気自動車の普及が進んでおり、それに伴い、電気自動車のインフラ整備の一つとして、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められている。

この急速充電設備については、現状では、消防法施行令第5条の規定に基づき火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の一つである「変電設備」に該当するものとした上で、各消防本部において、急速充電設備の特性等を踏まえ、一定の条件を満たす場合には、変電設備に係る基準の適用を一部除外する等の運用が行われている状況である。

一方で、電気自動車用の急速充電設備については、今後更なる普及が見込まれることから、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要がある。

したがって、消防庁では、平成22年度から「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、当該検討会の結論を踏まえて、対象火気設備等の対象に電気自動車用の急速充電設備を追加する（変電設備からは除外する）とともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めることとするものである。

【改正内容】

- ① 対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加する。（第3条関係）
- ② 防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料で作ることとする。（第10条関係）
- ③ 振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとする。（第12条関係）
- ④ 急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の浸入防止措置を講じることとする。（第14条関係）
- ⑤ ①～④のほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等を定めるものとする。（第16条及び第17条関係）

【施行期日・経過措置】

平成24年12月1日から施行する。

ただし、この省令の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととする。



トピックス

★ ボランティアで住宅用火災警報器設置

昨年、11月28日お年寄りを火災から救おうと、当協会理事の上城直之(株カミジョウ)氏が代表を務めている福岡県電気工事業工業組合京築支部青年部(9名)の皆さんが吉富町の高齢者住宅20件に住宅用火災警報器をボランティアで設置しました。設置には、吉富町役場職員2名、九州電力(株)行橋営業所の職員5名、京築広域圏消防本部職員2名が同行し、吉富町の高齢者宅の寝室に住宅用火災警報器を無料設置し、電気(漏電)の点検も同時に行うなどボランティアで社会福祉活動を行いました。



防火標語

◆ 平成25年管内児童防火標語がきました。

『合言葉 いつも心に「火の用心」』



点検式で高畑さんと会長

上毛町立 唐原小学校五年 高畑 亜美さん

児童の防火意識の高揚を図り、火災予防を喚起するため、消防本部が毎年実施している児童防火標語に今年も協賛しました。

今回は、吉富町・上毛町の小学5年生を対象に募集し、5校147篇の応募がありました。平成24

年11月13日、消防本部会議室に於いて当協会長を

はじめ、吉富町・上毛町教育委員会、危険物安全協会長、消防長による審査会で入選10点、優秀1点を選びました。優秀作品のポスターを、管内の学校、店舗、事業所などに掲出していただき、火災予防を呼びかけます。

平成25年消防点検式(1月7日)において、消防長から高畑亜美さんに賞状と記念品が贈られました。



防火ポスター

視察研修



サンアクア TOTO



熊本市防災センター

日時 平成24年10月12,13日

場所 サンアクア TOTO,熊本市防災センター他

サンアクア TOTO では、ノーマライゼーションの理念に基づいた安全安心に働く、様々な工夫・アイデアを見ることができました。

熊本市防災センターでは、昨年7月に起きた九州北部豪雨の惨状をパネルなどで視察し、防災対策や危機管理の重要性を改めて認識させられました。

参加された会員の皆様、大変お疲れ様でした。